

有料動画で架空請求



架空請求メールで、最近多い手口を紹介します。

【事例】スマートフォンに「有料動画サイトの閲覧履歴がある。本日中に登録解除の連絡をするように」とメールが届いた。動画などの配信サービスをしている大手の業者からだった。身に覚えがなかったので電話をかけたところ、「確認のた

め」と生年月日、名前を聞かれた。すると業者が「2年前に登録している。これまでの料金19万8千円を請求する」と言わされた。

【アドバイス】最近ア

心配なときや不安になつたときは、お金を払う前に最寄りの市町村や県の消費生活センター・消費者生活相談窓口に相談してください。消費者ホットラインは1888など、最寄りの相談窓口をこ案内します。(県消費生活・男女共同参画プラザニアイネス(☎097-15334

支払う前に相談を

イネスに寄せられる相談の中、非常に多い事例です。大手の事業者をかたっているので、身に覚えがないのに連絡を取つたり、信用してお金を払つたりするケースがあります。身に覚えのない請求は「架空請求」なので、このようないメールは無視しましよう。公的機関をかたつた不審な電話に関する情報も寄せられています。相手が聞き覚えたある事業者や公的機関を名乗る場合でも注意が必要です。